

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
68	予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容 ※	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種法(昭和23年法律第68号)等に基づく予防接種を実施することにより、住民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るため、以下の事務を実施している。 1 各種予防接種の接種対象者を住民健康管理システムから抽出する。 ※自己負担額を徴収する予防接種については、抽出時に住民税の課税状況等により自己負担額有無の判定を行う。(事前に同意書(自己負担額の判定に住民税の課税状況を利用することに關する同意)の提出があった者に限る) 2 1で抽出した接種対象者に対し案内通知および接種券を送付する。また、中間サーバーのお知らせ機能によりマイナポータルに接種券を送付した旨を通知する(A類疾病対象)。 3 対象者は接種券を使用し、協力医療機関にて接種する。 ※自己負担額を徴収する予防接種については、医療機関にて自己負担額を徴収する。 4 接種後、協力医療機関から医師会を通じて、接種券を受領する。 5 受領した接種券に記載された対象者の予防接種に関する記録及び同意書の提出に関する記録をパンチ入力によりデータ化し、住民健康管理システムに取込む。 6 5で取込んだデータと既に取り込まれている予防接種記録との突合を行う。 7 各種予防接種の未接種者を住民健康管理システムから抽出し、未接種勧奨ハガキを送付する(A類疾病対象)。 また、中間サーバーのお知らせ機能によりマイナポータルに未接種勧奨ハガキを送付した旨を通知する。 8 他自治体からの転入者に対して予防接種履歴の把握のため、調査票の送付・回収をし住民健康管理システムに取込む。 9 住民健康管理システムに記録されている予防接種情報から統計報告資料の作成及びデータの分析を行う。 10 予防接種による健康被害が発生した場合、健康被害者からの申請受理、申請内容の調査・厚生労働省への進達、厚生労働省における審議結果の通知及び健康被害救済給付の支給等を行う。 11 予防接種による健康被害救済給付の支給にあたり、公金受取口座の指定がある場合、中間サーバーより公金受取口座を取得する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 1 予防接種の対象者把握及び案内通知に関する事務 2 予防接種に関する記録の作成、管理に関する事務 3 予防接種の実費の徴収に関する事務 4 予防接種による健康被害救済給付に関する事務
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	住民健康管理システム
②システムの機能	1 照会機能 住民基本台帳情報、予防接種等の通知状況や接種記録を照会する。 2 抽出・発行機能 予防接種対象者の抽出、案内通知および接種券の出力を行う。他自治体からの転入者の抽出、予防接種状況調査票の出力を行う。予防接種未接種者の抽出、予防接種勧奨通知の出力を行う。 3 データ管理機能 予防接種接種記録等の登録を行う。 4 情報連携機能 宛名情報、課税情報、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の資格情報を連携して取り込む。 5 統計機能 予防接種に関する統計資料を作成する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム2～5	

システム2	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1 基本情報管理機能 住登外者・法人の基本情報の登録・修正を行う。 2 口座振替管理機能 納税者より口座振替に関する申込、変更、取消等を受付け、金融機関へ照会等を行い、納付方法を登録、変更、取消を行う。 3 名寄せ機能 本市における、個人を一意に識別するための独自の識別番号（以下、「宛名番号」という。）が異なる同一個人のデータの名寄せを行う。 4 送付先・納税管理人等情報管理機能 税目ごとに送付先を管理登録する。納税管理人等の情報を登録する。 5 DV等支援措置対象者情報管理機能 DV等支援措置対象者情報を管理登録する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （ 収納システム、課税資料イメージ管理システム、申告書作成システム、確定申告書管理システム ）
システム3	
①システムの名称	データ連携基盤（庁内連携システム）
②システムの機能	1 連携データベース管理・連携機能 地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に準じた庁内データ連携機能（オブジェクトストレージ・ファイルサーバ）を提供する。 また地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書及び地域情報プラットフォームに準じた情報をデータベース上に保持し、連携情報を必要とするシステムへデータ連携することが可能な環境を提供する。 2 EUC機能 連携データベースに保有する情報を抽出・集計するためのEUC機能を提供する。 3 文字コード変換機能 ファイルによるデータ連携をする際に必要がある場合にファイルの文字コードを変換する。 4 宛名情報提供機能 住民基本台帳情報、住登外情報、法人情報から統合宛名情報を生成・更新を行い管理し、提供する。 5 アクセス権限管理・認証機能 データ連携するシステム毎に、必要な情報のみアクセスできるように権限を設定し管理する。 6 共通情報提供機能 町字情報、金融機関情報など共通的に使用する情報について正本として保持、管理し提供する。 7 庁内システムポータルサイト提供機能 対応するシステムにシングルサインオン（自動ログオン）するための庁内システムポータルサイトを提供する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム 収納システム、滞納システム、戸籍情報システム、選挙管理システム、財務会計システム、介護保険システム、国民健康保険システム、国民年金システム、住民健康管理システム、生活保護システム、中国残留邦人等支援給付システム、市中心身障がい者福祉扶助料システム、県在宅重度障がい者手当システム、障がい者手当（特別障がい者手当）システム、障がい者手当（障がい児福祉手当）システム、特別児童扶養手当システム、障がい者扶養共済システム、給付管理（補装具）システム、給付管理（日常生活用具）システム、給付管理（その他）システム、更生医療システム、障がい福祉サービス給付システム、基幹相談支援・障がい者虐待防止システム、家族介護用品購入助成（おむつ券）システム、ねたきり高齢者等見舞金支給事業システム、短期保護事業/措置システム、医療助成システム、後期高齢者医療システム、育成医療給付システム、未熟児養育医療給付システム、小児慢性特定疾患医療給付システム、障がい者福祉（精神）システム、一般不妊治療費助成システム、特定不妊治療費助成システム、児童福祉システム、家庭児童相談システム、母子父子寡婦福祉資金システム、保育システム、公立幼稚園システム、私立幼稚園就園奨励費補助金システム、一時保育システム、福祉総合相談システム、市営住宅システム、学齢簿・就学援助システム、税外収入管理システム、学校給食費等管理システム、庁内開発基盤システム、受益者負担金システム、結核管理システム、特別給付金システム、出産・子育て応援給付金システム、申請管理システム、マイナンバー交付予約システム、スマート窓口システム

システム4	
①システムの名称	中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム)
②システムの機能	1 団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名管理システムにおいて団体内統合宛名番号、個人番号を各業務システムの宛名情報と紐付けて保存し、管理する機能 2 住基ネット連携機能 各業務システムと住基ネットとの連携を中継する機能 3 中間サーバー連携機能 各業務システムと中間サーバーとの連携を中継する機能 4 符号取得機能 中間サーバー、住基ネットと連携して、処理通番や符号を取得する機能 5 各システム連携機能 各業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (中間サーバー、住民健康管理システム)
システム5	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)
②システムの機能	1 本人確認情報の更新 住民記録システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付等を行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3 個人番号カードを利用した転入または転出(特例転入・転出) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。) 4 本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7 送付先情報通知 機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、住民記録システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。 9 附票AP連携機能 住所等の異動があった人の戸籍の附票情報を附票APへ送信する。 10 住民票の広域交付 他市町村に住民票がある人の住民票を他市町村へ依頼し、印刷する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (戸籍情報システム)

システム6～10

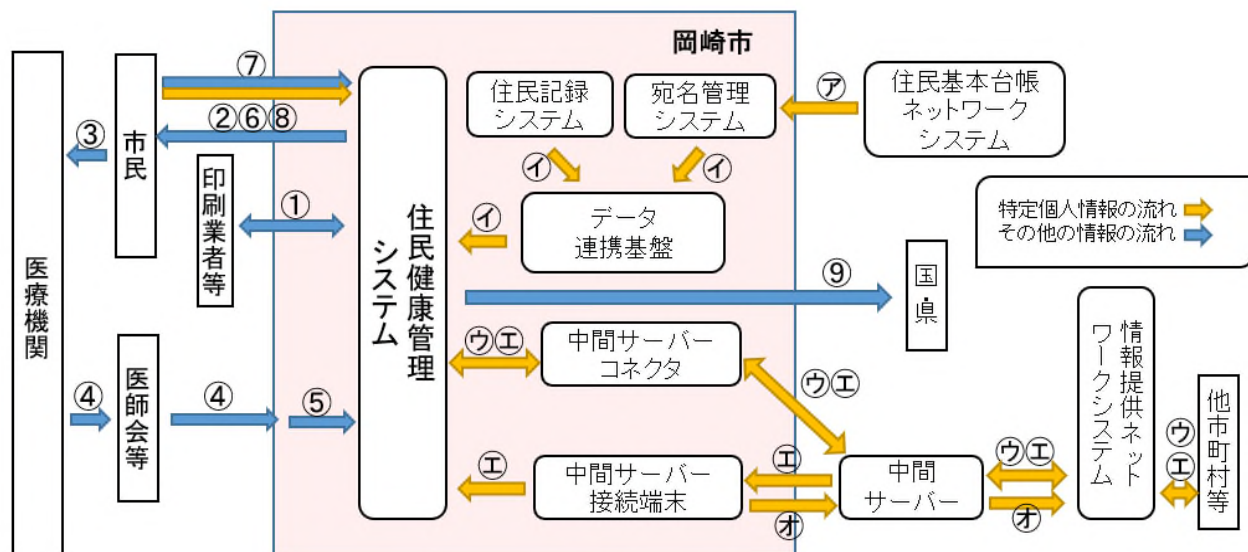
システム6

①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、中間サーバーコネクタ等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得（※１）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 （※１）セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。 ・符号管理機能 情報照会又は提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 ・情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能 ・情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能 ・既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能 なお、本市においては、中間サーバーとの接続連携は、団体内統合宛名管理システムにおいて行う。 ・情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 ・情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能 ・データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、提供又は符号取得のための情報等について連携するための機能 ・セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能 ・職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能 ・システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能 ・お知らせ機能 お知らせ情報提供対象者への情報送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介してお知らせ情報の提供を行う機能 お知らせ情報提供対象者へ提供した情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能 ・自己情報提供機能 マイナポータルから受領した通知を情報提供者に送信し、情報提供者が該当する個人に係る特定個人に係る特定個人情報の提供を行う機能								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>☒ 情報提供ネットワークシステム</td> <td>☐ 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>☐ 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>☐ 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>☒ 宛名システム等</td> <td>☐ 税務システム</td> </tr> <tr> <td>☐ その他（</td> <td>）</td> </tr> </table>	☒ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム	☒ 宛名システム等	☐ 税務システム	☐ その他（	）
☒ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム								
☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム								
☒ 宛名システム等	☐ 税務システム								
☐ その他（	）								

システム7	
①システムの名称	住民記録システム(既存住民基本台帳システム)
②システムの機能	1 住民票の記載 転入、出生等により住民基本台帳に新たに住民を記録(住民票を作成)する。 2 住民票の修正 住民票に記載されている事項に変更があったときに、記載を修正する。 3 住民票の消除 転出、死亡等により住民基本台帳から住民に関する記録を消除(住民票を除票)する。 4 住民票の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記録(住民票)を照会する。 5 証明書・通知書の発行 住民票の写し、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する。 6 住基ネットとの連携 住基ネットを通じて国、県、他市区町村との連携を行う。 7 在留カード等発行システムとの連携 法務省の在留カード等発行システムから法務省連携システム(住民記録システムと在留カード等発行システムの連携を補助するシステム)を通じ出入国在留管理庁通知情報を受信する。 外国人住民の住所等変更時に在留カード等発行システムへ送信する市町村通知情報を法務省連携システムを通じ送信する。 8 住民基本台帳関係統計資料及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する帳票作成 異動集計表や、人口統計用の集計表及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する帳票を作成する。 9 附票APへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍の附票情報等を住基ネットを通じて附票APと連携する。 10 住民票関係情報の移転、提供 庁内連携システムを通じ法令に基づく住民票関係情報を移転・提供する。 11 個人番号カードの発行状況管理 個人番号カードの交付状況の管理する。 12 住民票記載項目の取得 国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療及び介護保険の資格情報及び児童手当の支給に関する情報及び印鑑登録の有無に関する情報を庁内他システムから取得をする。 13 証明書コンビニ交付システムとの連携 住基コピー環境、証明書コンビニ交付システムを通じ、コンビニの端末より住民票、印鑑登録証明書を発行する。 14 支援措置対象者管理 住民基本台帳事務における支援措置対象者情報の登録、変更、抹消をする。 15 スマート窓口システムとの連携を行う。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [] 税務システム [☐] その他 (法務省連携システム、印鑑登録システム、住基コピー環境、証明書コンビニ交付システム)
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種の対象者及び接種歴を正確に把握し、適正な接種勧奨・管理を行うため 課税状況等に応じた接種に係る自己負担額算定を行うため
②実現が期待されるメリット	・個人番号を利用した情報照会にて市民の転入時等における予防接種の状況を把握する。未接種者に対しては勧奨を行うことで接種率の向上、当該疾病の発生及びまん延の防止を図る。 ・個人番号を利用した情報照会により課税状況等を確認することで課税証明書の提出等の市民の負担が軽減される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表14の項 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の9の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27から29までの項、及び同条第9号 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項 【84__予防接種法による予防接種の実施に関する情報】
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健部ワクチン接種推進室
②所属長の役職名	ワクチン接種推進室長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



- ① 住民健康管理システムから対象者抽出、接種券印字、封入封緘
 - ② 接種券等の送付
 - ③ 接種券を使用し受診
 - ④ 接種券(接種記録)の送付
 - ⑤ 接種記録のデータ化・住民健康管理システムへの取込
 - ⑥ 住民健康管理システムから未接種者の抽出、接種勧奨送付
 - ⑦ 自己負担額判定のための同意書提出、健康被害者からの申請の受理
 - ⑧ 接種券の差替え、健康被害者へ給付の支給
 - ⑨ 統計報告
- ア 個人番号を取得(業務で必要かつ個人番号を把握できていない者等)
- イ 住民情報、個人番号等の情報を取得
- ウ 情報提供
- エ 情報照会
- オ プッシュ通知

(備考)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	・予防接種法関連法令に定められた対象者 ・岡崎市が行う任意の予防接種の対象者	
その必要性	適正な予防接種の実施及び記録の保持をするため	
④記録される項目	50項目以上100項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()	
	その妥当性	・識別情報 予防接種の対象者を特定するため ・連絡先等情報 通知の送付や本人への連絡先等を把握するため ・業務関係情報 予防接種における実費の徴収及び対象者の予防接種情報を適正に管理するため
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	保健部ワクチン接種推進室	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、地域福祉課、国保年金課、介護保険課、医療助成室、障がい福祉課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) ☐ 民間事業者 (医療機関(地区医師会)) ☐ その他 (地方公共団体情報システム機構)	

②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)		
③入手の時期・頻度	【本人又は本人の代理人】 予防接種情報、課税情報等:申請、調査票提出がある都度 【評価実施機関内の他部署】 住民基本情報:随時連携 その他課税情報等:日次連携 【地方公共団体】 予防接種情報、課税情報等:申請、調査票の提出があり、且つ必要が生じた都度 【民間事業者】 予防接種情報:月1回 【その他】 個人番号:必要が生じた都度		
④入手に係る妥当性	・住民基本情報、課税情報等は庁内連携システムによりできる限り迅速に入手し、法令等による接種対象者であることの確認、課税状況等に応じた適切な自己負担額の判定をする ・本市実施の予防接種情報は医療機関より紙媒体で医師会メール便経由で入手し、適切に接種勧奨・管理・保管する ・転入者等、本市に情報のない予防接種情報は本人に窓口もしくは郵送にて調査票を記入・返送してもらうことにより入手。また、接種記録紛失等により本人より入手困難な場合は情報提供ネットワークシステムにて入手し、適切に接種勧奨・保管・管理する ・転入者等、本市に情報のない課税情報等は、本人の同意書の提出に基づき情報提供ネットワークシステムにて入手し、課税状況等に応じた適切な自己負担額の判定をする		
⑤本人への明示	・本人及び保護者からの入手は、使用目的を明示し取得している ・庁内連携及び情報提供ネットワークシステムによる情報の入手は、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27から29までの項、及び同条第9号及び岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び第3項に明示されているとともに、加えて課税情報は本人に同意書の提出の基づき入手している ・医療機関から入手する予防接種情報の根拠は、予防接種法施行規則第3条第1項により明記されている。		
⑥使用目的 ※	対象者の確認、予防接種歴の管理による重複接種の防止及び未接種勧奨、接種費用の自己負担額判定、健康被害救済制度の申請・給付の支給		
	変更の妥当性	—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	保健部ワクチン接種推進室、総務部情報システム課	
	使用者数	10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※	・対象者の確認、予防接種歴の管理による重複接種の防止、未接種勧奨 個別通知のための対象者抽出の際の対象者であることの確認、予防接種台帳の管理による重複接種の防止、未接種者への勧奨通知の送付に使用。 ・接種費用の自己負担額の判定 同意書の提出により課税状況等を確認し、接種費用の自己負担額の判定に使用。 ・健康被害救済制度の申請・給付の支給 申請・給付の支給の際、申請者の状況確認に使用。		
	情報の突合 ※	本人を特定する整理番号を付した接種券を回収し、本人特定情報と突合する。	
	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・予防接種費用の自己負担額の判定 ・健康被害救済制度の申請・給付の支給	
⑨使用開始日	平成28年1月1日		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	システム改修	
①委託内容	住民健康管理システムの改修	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	2. ③「対象となる本人の範囲」と同じ	
その妥当性	システムの安定稼働のため、開発元であり、高度な専門知識を持った事業者に委託している	
③委託先における取扱者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (本市配備の端末での本庁内作業、データセンター内のサーバ室及び保守拠点でシステムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法	本評価書にて確認可。また、岡崎市情報公開条例(平成11年岡崎市条例第31号)上の開示請求に基づき、確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社 両備システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託契約書内にて原則再委託の禁止を明記しているが、相応の理由がある場合、発注者である当市の許可により再委託を認めている。また、その場合は以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制等 ・機密保持及び個人情報保護に関しては、再委託先にも契約と同様の守秘義務を課すこと。
	⑨再委託事項	システムプログラムの改修
委託事項2～5		
委託事項2	住民健康管理システム運用による業務処理委託	
①委託内容	住民健康管理システム運用による業務処理や帳票印刷等を委託する	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	2. ③「対象となる本人の範囲」と同じ	

	その妥当性	業務を処理するにあたり、情報システムに関する部門を情報システムに精通した事業者の一部運用委託することにより、業務の安定的かつ効率化を図る
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本市配備の端末での本庁内作業)
⑤委託先名の確認方法		本評価書にて確認可。また、岡崎市情報公開条例(平成11年岡崎市条例第31号)上の開示請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名		株式会社ヒミカ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		運用保守業務
①委託内容		住民健康管理システムの運用保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	システムの安定稼働のため、開発元であり、高度な専門知識を持った事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本市配備の端末での本庁内作業、保守拠点からのサーバーへのリモート作業及びシステムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		本評価書にて確認可。また、岡崎市情報公開条例(平成11年岡崎市条例第31号)上の開示請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名		株式会社 トーテック
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		

委託事項16～20

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (2) 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
----------	---

提供先1	都道府県知事
------	--------

①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26の項
---------	-----------------------------

②提供先における用途 予防接種法(昭和22年法律第68号)に於ける予防接種の実施に関する事務で主務省令に定めるもの

④提供元①②③④⑤用途	①陽接性法(昭和26年法律第66号)②③④陽接性の実施(関)⑤事物(主物)旨⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

③提供する情報

④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
-------------------	---	--

⑤提供する情報の対象となる
 岡崎市で予防接種歴を把握している者

本人の範囲		
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム	☐ 専用線
	☐ 電子メール	☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	☐ フラッシュメモリ	☐ 紙
	☐ その他 (	)

⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
--------	-----------

提供先2~5

提供先2	市町村長
------	------

①法会上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項
---------	-----------------------------

◎ 楊世生：如何看羅倫

②提供元における用途	「防接種法（昭和23年法律第66号）」による「防接種の実施に関する事務」で主務官庁に定めるもの
------------	---

③提供する情報 予防接種の実施に関する情報

④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
-------------------	-------------------	--

⑤提供する情報の対象となる	岡崎市で予防接種歴を把握している者
---------------	-------------------

本人の範囲	利用する情報は匿名化されている旨	
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ）	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙

⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
--------	-----------

提供先6~10

提供先11~15

提供先16~20

提供元1	
移転先1	

①法会上の相柳	
---------	--

① 法市工の概況	

②移転先における用途	

③移転する情報	
---------	--

[illegible]

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	【本市における措置】 本市では岡崎市情報セキュリティポリシーに基づき、以下のセキュリティ対策を施している。 ・紙媒体の保管 他の事務書類と混在しないよう徹底し、保管場所については庁舎内に設置してある施錠可能なキャビネットで保管している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ・住民健康管理システムにおける管理 ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [定められていない]
	その妥当性	予防接種法施行規則第3条第1項により5年間保存することとなっているが、ワクチンの種類によっては5年以上の期間のうちに複数回接種するものもあり、接種状況の確認のため、必要な限り保管している。
③消去方法	【本市における措置】 ・予防接種法令等には保存期間を過ぎた場合の削除についての記載はないため、必要な限り保管している。 ・紙媒体の処分(消去)は、文書保存年限が過ぎたら速やかに焼却、溶解、復元不可能な程度に裁断する等の手段を採用している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<個人番号管理>

宛名番号 個人番号 団体内統一番号

<共通>

宛名番号 住民種別 氏名 氏名カナ 通称名 通称名カナ AL氏名 AL氏名カナ 性別 生年月日 続柄1 続柄2 続柄3 世帯番号 世帯主名 郵便番号 住所 方書 町CD 字CD 転入前住所 転出先住所 住民なり異動日 住民なり届出日 住民なり異動事由 住定異動日 住民なく異動日 住民なく異動事由 小学校区 氏名分類CD定 介護保険認定要介護状態区分 介護保険認定認定期間開始日 介護保険認定認定期間終了日 介護保険資格介護有無 後期被保険者被保険者番号 後期被保険者資格取得事由 後期被保険者資格取得年月日 後期被保険者資格喪失事由 後期被保険者資格喪失年月日 生保受給開始年月日 生保受給廃止年月日 生保受給停止年月日 個人住民税課税非課税区分 個人住民税相当年度 個人住民税未申告区分 共通送付先税目CD 共通送付先終了日 共通送付先送付先_住所 共通送付先送付先_方書 共通送付先送付先_郵便番号 DV支援種別 DV設定年月日 DV解除年月日 身障手帳交付年月日 身障手帳喪失年月日 身障手帳障害部位 国保資格区分 国保資格証 国保記号番号 国保資格取得日 国保資格取得事由 国保資格喪失日 国保資格喪失事由 国保異動日 国保異動事由 国保保険証種類 国保送付停止 国保記号番号 国保税国保記号番号 国保税区分 介護所得相当年度 所得段階

<予防接種>

宛名番号 請求日 自己負担区分 支払日 接種区分 接種量 製造メーカー ロット番号 徴収区分 行政措置 備考 接種日不明区分 ハイリスク区分 三種混合区分 ツ反BCG区分 市外フラグ 接種コート 接種日 接種機関コート 接種医コート 同意書提出日 同意書有効期限 会場名 接種医(自由記載)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・申請書受付時には、必ず身分証明書等で本人確認を厳格に行う。 ・アクセスログの記録及び月1回の確認の実施、岡崎市情報セキュリティポリシーに違反した場合の懲戒処分の対象になりうる事を職員に周知を徹底することで対象者以外の情報の入手を防止している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・アクセス制限により、予防接種業務以外の情報を入手できないようにするとともに、予防接種業務内であっても、必要な情報以外を入手を防ぐために、アクセスログの記録及び月1回の確認の実施、岡崎市情報セキュリティポリシーに違反した場合の懲戒処分の対象になりうる事を職員に周知を徹底している。 ・申請書等の届出書の様式が、必要な情報のみ記載する様式となっているため、必要な情報以外は記載しない様式となっている。 ・庁内連携機能からの情報の入手については、入手可能な情報を限定しており、必要な情報以外は入手できない仕組みとなっている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、3 特定個人情報の入手・使用に記載以外の入手は行わない。 ・庁内連携機能からの情報の入手については、入手可能な情報を限定しており目的外の入手ができない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・窓口受付時には、本人確認書類の提示により本人確認を行っている。 ・医療機関からの予防接種情報の入手は、本市が発行する宛名番号記載の接種券の使用・回収により本人の情報であることを特定している。
個人番号の真正性確認の措置の内容	申請受付時には、マイナンバーカード等により個人番号の確認を行う。また、個人番号の確認できるものの提示がない場合は、身分証明書等の本人確認書類の記載情報を基に、予防接種台帳システム、宛名管理システム、住民基本台帳ネットワークシステムにて個人番号の真正性の確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・庁内連携より入手した特定個人情報は、随時もしくは日次で情報を連携・更新している。 ・入手した情報は入力後、入力者以外が原本と照合し、入力誤りがないか確認をしている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・窓口では衝立を設置し、のぞき見防止の措置をとっている。また、入手した届出書は鍵付き保管庫へ保管している。 ・庁内連携では、許可された機器・情報に限定した入手方法とすることで、対象外の機器からの入手が行われないようにしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	番号利用事務従事者以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務従事者以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務従事者以外では個人番号は画面表示されない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	住民健康管理システムでは、あらかじめ番号利用事務従事者として登録した者のみ、個人番号の照会ができるよう限定している。また、評価対象事務以外の情報にはアクセスできないようアクセス制限している。 ネットワークについては、以下により適切に管理された状態で稼働している。 ・庁内ネットワークは、ファイアウォール及びネットワーク環境の分離等による適切なアクセス制御を行っている。 ・LGWANについては地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の基準に基づき適切に管理されている。 ・データセンター内及びデータセンター・保守拠点間のネットワークは、委託事業者側の基準に基づき適切に管理されている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・端末へのログオンは顔認証及びPINコード(パスワード)によるため、使用を許可をされている者以外はログオンすることができない。PINコードは5回間違えることにより使用不可となり、情報システム部門で解除の手続きをしない限り利用することができなくなる。 ・システムへのログオンは庁内ポータル(認証基盤)を介して行う。庁内ポータルのシングルサインオン機能を利用することにより、ユーザID及びパスワードは利用者及び外部の者が知ることがないため、不正にログオンすることはできない。また、不正な端末からの接続については、システム及びファイアウォールによる制限を行うことにより、利用ができないよう措置している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	年度当初及び随時、異動等により事務担当者が変更になる都度、担当事務に応じたアクセス権限の発行および失効を管理している。また、アクセス権限のシステム上の設定は情報システム部門の長が指定したシステム管理担当者が保守事業者に設定を依頼し実施している。通常の利用者はアクセス権限の追加・更新に関する権限が与えられていない。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	アクセス権限表の一覧を作成し、定期的に見直しをしている。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作履歴の記録を行っている(操作者がいつ、どの個人に対してどんな照会・異動を行ったかを記録している。また、その記録は7年間保管している。)また、不適切なアクセスがないか毎月アクセスログの確認を実施している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・他市区町村や行政機関において住民等の情報を業務外の目的で閲覧したり、漏えい事故を起こしたケースについての新聞記事等を職場で共有し、注意喚起している。 ・システム上、操作履歴情報を取得していること及び法令に違反した場合は、法令に基づき厳正に対処することを周知し、業務外利用を抑止している。 ・新規任用者に個人情報の取扱いについての研修を実施し、業務外利用の禁止を徹底している。 ・住民健康管理システムにおいては、当該職員の権限に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・住民健康管理システムのアプリケーションを介する利用においては、システム上で業務メニューを所属ごとに制限している。権限の有る者についても、必要最低限の範囲でのみ利用するように周知するとともに、個人ごとにIDとパスワードを所持し月次でアクセスログを取得し確認している。また、特定個人情報ファイルが仮に不正に複製されても外部へ持ち出せない仕組みとなっている。 ・本庁舎と保守拠点からのクラウドサーバへのリモート利用においては、委託事業者の特定個人情報ファイルへのアクセスに関する取扱い制限の規定により適切に管理されている。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	外部委託業者の選定に際しては、主管課の長が業者に対して、個人情報保護管理の体制が適切かどうかを確認し、委託契約仕様に必要事項を規定することとしている。 個人情報保護に関する規定 ・岡崎市情報セキュリティポリシー遵守事項 ・個人情報取扱特記事項 ・個人情報の保護に関する法律 主な確認事項 ・責任体制の変更の有無 ・作業責任者及び従事者の変更の有無 ・取扱区域の変更の有無 ・研修の実施日及び内容 ・従事者の変更又は増員時の秘密保持誓約書の提出の有無 ・個人情報収集の範囲及び手段 ・目的外利用及び第三者への提供の有無 ・複写、又は複製状況・規定以外に本契約の利用に必要な措置内容 ・物理的安全管理措置の遵守状況 ・技術的安全管理措置の遵守状況 ・再委託先に対して同様の遵守状況の確認、報告 ・緊急時の連絡体制の確認 ・情報資産の返還、消去、廃棄等の確認	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	委託契約書に基づいて報告された、番号利用事務従事者にのみ、業務内容に応じた権限、ユーザーIDおよびパスワードを発行している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	委託側において利用するユーザーIDについては、操作職員ごとにIDを管理し、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書において、本業務を履行するに当たって知り得た個人情報の第三者への提供を禁止している。ただし、事前に書面により承認を得た場合には提供できることとしている。また、定期的に順守状況の報告を求めるとともに、必要に応じて、委託先の視察、監査をおこなうことができることとしている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先が特定個人情報を取り扱う作業を行う場合は、本市が用意した端末にて行うため、提供はない。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約の中で得た特定個人情報については、業務が完了した時又は本市による指示があった場合は直ちに指定する方法で返還・廃棄等することとしている。また、返還・廃棄等実施することを書面により報告することとしている。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと。 ・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること。 ・特定個人情報を第三者に提供してはならないこと。 ・利用するユーザーIDを第三者に提供しないこと。また、第三者に利用されないよう、パスワード等を適切に管理すること	

		・定期的に順守状況の報告を求めるとともに、必要に応じて委託先の視察、監査を行うことができること。 ・再委託の制限。 ・情報漏えいを防ぐための保管管理責任を負う。
--	--	--

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	☐ 十分に行っている ☐ ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	・原則、再委託は禁止している。 ・例外的に再委託する場合は事前に承認を得ることとし、特定個人情報の取扱いに関して委託契約書における個人情報取扱特記事項により、再委託における取決めを規定することで、受注者に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付けている。 ・再委託先から委託先に提出した書類の写しを提出させている。	
その他の措置の内容	セキュリティ関連の報告事項(事務処理中に発生した事故の原因と今後の対策等)については、フォローアップを行っていく。	
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である ☐ ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	☐ ☐ <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	☐ ☐ <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	☐ ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	☐ ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	☐ ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【住民健康管理システム、中間サーバーコネクタ、中間サーバ接続端末における措置】 ・情報照会処理については、当該事務の権限を有する職員のみに実施できるようにアクセス権限を設定し、また、操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。 ・操作ログにより、目的外の入手が行われていないことを適宜確認している。また、操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。 ・番号法に定められている事務以外での情報照会禁止されている旨、広く関係者内に周知している。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 【中間サーバー、中間サーバーコネクタの運用における措置】 ・情報提供等記録/アクセス記録、アクセスログ(ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ、アクセス時間、処理時刻等)、DBログを適宜確認している。 ・また、中間サーバー側において、上記ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	【住民健康管理システム、中間サーバーコネクタ、中間サーバ接続端末における措置】 中間サーバと中間サーバ接続端末、中間サーバーコネクタ、住民健康管理システム間はLGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間通信に限定しているため、安全が確保されている。 【中間サーバ・ソフトウェアにおける措置】 ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で消去することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【住民健康管理システム、中間サーバーのソフトウェアにおける措置】 特定個人情報の提供は原則、自動応答になっており、副本登録にあたっては住民健康管理システムにあらかじめプログラムされた仕様の情報のみ出力・副本登録するため、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止している。 【中間サーバー接続端末の運用における措置】 中間サーバー側に副本登録していない、または、自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供する場合には、情報提供にあたって所属長の承認を得た上で、中間サーバ接続端末にて処理を実行する運用を義務付けている。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 【中間サーバーの運用における措置】 中間サーバー側で取得した情報提供に係るログを使って、不正な提供が行われていないことを、必要に応じて確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	【住民健康管理システム、中間サーバコネクタのソフトウェアにおける措置】 中間サーバと中間サーバコネクタ間の連携や、住民健康管理システムとのデータの受け渡しは、LGWAN及び庁内ネットワークに限定しているため、不適切な方法で提供できない仕組みとなっている。 【中間サーバ・ソフトウェアにおける措置】 ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行うことができないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	【住民健康管理システム、中間サーバコネクタのソフトウェアにおける措置】 情報提供にあたっては、住民健康管理システム、中間サーバコネクタで作成した提供情報が誤った状態で作成されないことを、検証工程で十分に確認しているため、提供にあたって特定個人情報 が不正確となることはない。 【住民健康管理システム、中間サーバコネクタの運用における措置】 中間サーバへ登録した情報に誤りがあることが発覚した場合に備え、事前に定めた修正手順等に沿って、修正作業を行うことを徹底している。 【中間サーバ・ソフトウェアにおける措置】 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報 が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 【中間サーバの運用における措置】 中間サーバへ登録した情報に誤りがあることが発覚した場合に備え、事前に定めた修正手順等に沿って、修正作業を行うことを徹底している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【中間サーバ・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン、ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保している。 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	【本市における措置】 本市では岡崎市情報セキュリティポリシーに基づき、以下のセキュリティ対策を施している。 ・紙媒体の保管 他の事務書類と混在しないよう徹底し、保管場所については庁舎内に設置してある施錠可能なキャビネットにて保管している。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ・住民健康管理システムにおける管理 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	【ガバメントクラウドにおける措置】 ・住民健康管理システムにおける管理 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバ・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・住民基本情報、課税情報等は庁内連携システムにより即時または日次で情報を更新している。 ・修正等あれば、速やかにシステムに反映している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・予防接種法施行規則第3条第1項により5年間保存することとなっているが、ワクチンの種類によっては5年以上の期間のうちに複数回接種するものもあり、接種状況の確認のため、必要な限り保管している。 ・紙媒体のものは、保存年限を過ぎたら速やかに機密文書として溶解している。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	【本市における措置】 年1回の評価書の見直し事務に合わせて、以下の観点を担当課にて確認する。 評価書記載事項と運用実態のチェック 個人情報保護に関する規定、体制整備 職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 個人情報保護に関する技術的安全管理措置 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	【本市における措置】 ・その他、特定個人情報ファイル等の取扱いの適正性について、岡崎市情報セキュリティポリシー、岡崎市特定個人情報等の取扱いに関する規程及び岡崎市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき内部監査を実施している。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	【本市における措置】 ・新規任用者に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・事務取扱担当者に対し、年に1度、特定個人情報等の適切な取扱い・サイバーセキュリティの確保に関する教育研修を実施するとともに、受講記録を残し、未受講者にはフォローアップを実施する。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・情報システム主管課より配布されるセキュリティ掲示物によって、事故漏えいに対する意識啓発をしている。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。		
<ガバメントクラウドにおける措置>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部ワクチン接種推進室 0564-23-6714
②請求方法	個人情報の保護に関する法律における開示・訂正・利用停止請求の各手続きに即した書類を提出する。
特記事項	—
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無 料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	予防接種情報ファイル
公表場所	当市ホームページ及び市政情報コーナーにて閲覧に供している。
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部ワクチン接種推進室 0564-23-6714
②対応方法	1 電話又は岡崎市ホームページにより受付けている。 2 問合せ内容については受付簿に記録を残している。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年10月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	「岡崎市パブリックコメント手続要綱」に基づき、市民意見聴取(以下「パブリックコメント」という。)を行う。パブリックコメントに際して、広報誌「OKAZAKI」に記事を掲載し、市のホームページへの掲載、市政情報コーナー及び市民課や支所での閲覧を行った上、書面、書面の郵送、電子メール、ファクシミリ、電子申請による意見の提出を受け付ける。
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	岡崎市情報公開・情報保護審査会に諮問し点検を実施。
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する(番号利用法第19条第16号)	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する(番号利用法第19条第16号)	事後	本修正は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない
令和4年4月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法情報の突合	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	事後	本修正は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない
令和4年4月7日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・転出先市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	・他市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事後	本修正は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない
令和4年4月7日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	本修正は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提供・移 転（委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供を 除く。） リスク3： 誤った情報を提供・ 移転してしまうリスク、誤った 相手に提供・移転してしまうリ スク リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム（VRS）における 追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出 先市区町村への接種記録の提供 本市への転入者について、転出元市区町村か ら接種記録を入手するため、転出元市区町村へ 個人番号を提供するが、その際は、個人番号と 共に転出元の市区町村コードを送信する。その ため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と 共に送信したとしても、電文を受ける市区町村 では、該当者がいないため、誤った市区町村に 対して個人番号が提供されず、これに対して接 種記録も提供されない仕組みとなっている。	＜ワクチン接種記録システム（VRS）における 追加措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市 区町村への接種記録の提供 本市への転入者について、転出元市区町村か ら接種記録を入手するため、他市区町村へ個人 番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、 該当者がいない場合は、個人番号は保管され ず、これに対して接種記録も提供されない仕組 みとなっている。	事後	本修正は、個人のプライバ シー等の権利利益に影響を与 え得る特定個人情報の漏えい その他の事態を発生させるリ スクを相当程度変動させるも のではないため、重要な変更 に当たらない
令和4年4月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提供・移 転（委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供を 除く。） リスク3： 誤った情報を提供・ 移転してしまうリスク、誤った 相手に提供・移転してしまうリ スク 特定個人情報の提供・移転 （委託や情報提供ネットワー クシステムを通じた提供を除 く。）におけるその他のリスク 及びそのリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システム（VRS）における 追加措置＞ ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に 限定している。 具体的には、本市への転入者について、転出 元市区町村での接種記録を入手するために、 転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市 区町村コードを提供する場面に限定している。	＜ワクチン接種記録システム（VRS）における 追加措置＞ ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に 限定している。 具体的には、本市への転入者について、転出 元市区町村での接種記録を入手するために、 他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定 している。	事後	本修正は、個人のプライバ シー等の権利利益に影響を与 え得る特定個人情報の漏えい その他の事態を発生させるリ スクを相当程度変動させるも のではないため、重要な変更 に当たらない
令和4年4月7日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、別表第1の10の項 及び行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第1の 主務省令で定める事務を定める命令第10条1 号から6号までの項 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の 9の項 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務におけるワクチン接種記録システム（VR S）に関する事務のみ＞ 番号利用法第19条第6号、同条16号及び行政 手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律別表第1の主務省令 で定める事務を定める命令第10条7号	番号利用法第9条第1項、別表第1の10の項 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の 9の項 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務におけるワクチン接種記録システム（VR S）に関する事務のみ＞ 番号利用法第19条第6号、同条16号	事後	本修正は、個人のプライバ シー等の権利利益に影響を与 え得る特定個人情報の漏えい その他の事態を発生させるリ スクを相当程度変動させるも のではないため、重要な変更 に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月7日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号及び同条第9号、別表第2の16の2、17から19までの項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の16の2、16の3の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2及び第12条の2の2	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号及び同条第9号、別表第2の16の2、17から19までの項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の16の2、16の3の項	事後	本修正は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない
令和4年8月12日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム8 ②システムの機能	・ワクチン接種記録システム（VRS）への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	・ワクチン接種記録システム（VRS）への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるため
令和4年8月12日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	—	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付のフロー図を追加	事後	特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるため
令和4年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム（VRS）(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム（VRS）(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	事後	特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 本人への明示	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・本市への転入者について、被接種者からの同意を得て入手する ・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する ・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・本市への転入者について、被接種者からの同意を得て入手する ・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるため
令和4年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるため
令和4年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ① 委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるため
令和4年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるため
令和4年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④ 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置＞ ワクチン接種記録システム（VRS）は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置＞ ワクチン接種記録システム（VRS）は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるため
令和4年8月12日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1： 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手（情 報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。） リスク1： 目的外の入手が行 われるリスク 必要な情報以外を入手するこ とを防止するための措置の内 容	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能） 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要 な情報を入力し、申請者の自由入力避けるこ とで、交付申請者が不要な情報を送信しま うリスクを防止する。	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能、コンビニ交付） 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要 な情報を入力し、申請者の自由入力避けるこ とで、交付申請者が不要な情報を送信しま うリスクを防止する。	事後	特定個人情報の漏えい、その 他の事態を発生させるリスク を相当程度変動させると考え られるため
令和4年8月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手（情 報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。） リスク2： 不適切な方法で入 手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム（VRS）における 追加措置＞ ワクチン接種記録システム（VRS）のデータベ ースは、市区町村ごとに論理的に区分されてお り、他市区町村の領域からは、特定個人情報の 入手ができないようにアクセス制御している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能） 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請 を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じ ることで、意図しない不適切な方法で特定個人 情報が送信されることを避ける。	＜ワクチン接種記録システム（VRS）における 追加措置＞ ワクチン接種記録システム（VRS）のデータベ ースは、市区町村ごとに論理的に区分されてお り、他市区町村の領域からは、特定個人情報の 入手ができないようにアクセス制御している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能） 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請 を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じ ることで、意図しない不適切な方法で特定個人 情報が送信されることを避ける。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コ ンビニ交付） 証明書交付センターにおいてキオスク端末の 操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市 町村に対してのみキオスク端末から交付申請を 可能とすることで、意図しない不適切な方法で 特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	特定個人情報の漏えい、その 他の事態を発生させるリスク を相当程度変動させると考え られるため
令和4年8月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手（情 報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。） リスク3： 入手した特定個人 情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置 の内容	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能） 個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項 入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補 助APの暗証番号）による二要素認証で本人確 認を行うため、本人からの情報のみが送信さ れる。	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能、コンビニ交付） 個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項 入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補 助APの暗証番号）による二要素認証で本人確 認を行うため、本人からの情報のみが送信さ れる。	事後	特定個人情報の漏えい、その 他の事態を発生させるリスク を相当程度変動させると考え られるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるため
令和4年8月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4： 入手の際に特定個人情報に漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗難防止の対応をしている。	＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗難防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。	事後	特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるため
令和4年8月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗難防止の対応をしている。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗難防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種状況(実施/未実施)、接種回数(1回目/2回目/3回目)、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号、ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓・別名・ローマ字氏名・国籍・旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※) ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種状況(実施/未実施)、接種回数、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号、ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓・別名・ローマ字氏名・国籍・旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※) ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるため
令和4年8月12日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 ※	<その他新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	<その他新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるため
令和4年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署※	保健予防課、新型コロナウイルスワクチン接種推進室、情報政策課	保健予防課、新型コロナウイルスワクチン接種推進室、情報システム課	事後	特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるため
令和4年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ③提供する情報	市町村コード及び転入者の個人番号(本人から同意が得られた場合のみ)	市町村コード及び転入者の個人番号(本人の同意があり、又は、本人の同意をえることが困難であるとき)	事後	特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるため
令和5年4月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	住民健康管理システム ※令和4年度中にクラウド化を予定しており、クラウド化前後で異なる対応等がある場合は、分けて記載する。	住民健康管理システム	事後	健康管理システムのクラウド移行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	(省略) ・個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 (省略)	(省略) ・個人番号カードまたは住民基本台帳カードを利用した転入または転出(特例転入・転出) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、当該個人番号カードまたは住民基本台帳カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。))。 (省略)	事後	法令改正に伴う変更
令和5年4月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	[○]その他 (CSコネクタ)	[○]その他 (CSコネクタ、戸籍情報システム)	事後	法令改正に伴う変更
令和5年4月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続		[○]その他 (住民健康管理システム、接種予約管理システム)	事後	実情に合わせた変更
令和5年4月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ③他のシステムとの接続		[○]その他 (住民健康管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	実情に合わせた変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【本市における措置】 本市では岡崎市情報セキュリティポリシーに基づき、以下のセキュリティ対策を施している。 ・紙媒体の保管 他の事務書類と混在しないよう徹底し、保管場所については庁舎内に設置してある施錠可能なキャビネットで保管している。 (クラウド移行前) ・サーバ等の保管 (1) サーバ等の機器の取付けを行う場合、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響をできる限り排除した場所に設置するとともに、盗難等についても適切な対策を講じている (2) 管理区域を2階以上に設け、区域外に通ずるドアは必要最低限とし、鍵、監視機能、警報措置等によって許可されていない立ち入りを防止。また、区域を囲む外壁等の床下開口部を全て塞ぐ等の侵入防止策を講じ、区域内に防火措置、防水措置等を講じている。 (3) 管理区域の入退室は、許可された者のみに制限し、ICカード、生体認証又は入退室管理簿等による入退室管理を行うとともに、身分証明書等を携帯させ、求めにより提示させている。また、外部からの訪問者が管理区域に入る場合は、必要に応じて立ち入り区域を制限した上で、管理区域への入退室を許可された職員が付き添うものとし、外見上職員と区別できる措置を講じている。 (クラウド移行後) ・住民健康管理システムにおける管理 クラウドサービスを利用しているため、データの管理は、委託事業者の規定に基づき厳正に行われている。データが管理されるデータセンターについては、セキュリティ、情報の取扱いについて国際規格の認証を受けている (ISO27001(ISMS認証))	【本市における措置】 本市では岡崎市情報セキュリティポリシーに基づき、以下のセキュリティ対策を施している。 ・紙媒体の保管 他の事務書類と混在しないよう徹底し、保管場所については庁舎内に設置してある施錠可能なキャビネットで保管している。 ・住民健康管理システムにおける管理 クラウドサービスを利用しているため、データの管理は、委託事業者の規定に基づき厳正に行われている。データが管理されるデータセンターについては、セキュリティ、情報の取扱いについて国際規格の認証を受けている (ISO27001(ISMS認証))。 (省略)	事後	健康管理システムのクラウド移行に伴う変更 クラウド移行後について、事前に記載していたため重要な変更にあたらない
令和5年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	予防接種法施行令第6条2により5年間保存することとなっているが、ワクチンの種類によっては5年以上の期間のうちに複数回接種するものもあり、接種状況の確認のため、必要な限り保管している。	予防接種法施行規則第3条第1項により5年間保存することとなっているが、ワクチンの種類によっては5年以上の期間のうちに複数回接種するものもあり、接種状況の確認のため、必要な限り保管している。	事後	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【本市における措置】 ・予防接種法令等には保存期間を過ぎた場合の削除についての記載はないため、必要な限り保管している。 ・紙媒体の処分(消去)は、文書保存年限が過ぎたら速やかに焼却、溶解、復元不可能な程度に裁断する等の手段を採用している。(クラウド移行前) ・サーバ等の機器の廃棄をする場合、原則として物理的な破壊又は磁器的な破壊により復元不可能な状態にする措置を講じている。 ・クラウド移行の際の既存サーバの特定個人情報、直ちに消去し、復元不可能な状態にする措置を講ずる。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。(省略)	【本市における措置】 ・予防接種法令等には保存期間を過ぎた場合の削除についての記載はないため、必要な限り保管している。 ・紙媒体の処分(消去)は、文書保存年限が過ぎたら速やかに焼却、溶解、復元不可能な程度に裁断する等の手段を採用している。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。(省略)	事後	健康管理システムのクラウド移行に伴う変更 自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う変更
令和5年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	(省略) (クラウド移行後) ・データセンター内及びデータセンター・保守拠点間のネットワークは、委託事業者側の基準に基づき適切に管理されている。	(省略) ・データセンター内及びデータセンター・保守拠点間のネットワークは、委託事業者側の基準に基づき適切に管理されている。	事後	健康管理システムのクラウド移行に伴う変更 クラウド移行後について、事前に記載していたため重要な変更にあたらない
令和5年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	(省略) ・システムへのログインはあらかじめ登録されたユーザーごとのID及びパスワードを入力し認証しているため、登録外のものにはログインできないようになっている。また、不正な端末からの接続については、ファイアウォールによる制限を行うことにより、利用ができないよう措置している。(省略)	(省略) ・システムへのログオンは庁内ポータル(認証基盤)を介して行う。庁内ポータルのシングルサインオン機能を利用することにより、ユーザID及びパスワードは利用者及び外部の者が知ることがないため、不正にログオンすることはできない。また、不正な端末からの接続については、システム及びファイアウォールによる制限を行うことにより、利用ができないよう措置している。(省略)	事後	健康管理システムのクラウド移行に伴う変更 クラウド移行後について、事前に記載していたため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4 リスクに対する措置の内容	・データが管理されているサーバにアクセスするためには、カード認証及びIDとパスワードを必要としアクセスが制御されている。 ・本庁舎におけるシステムへの必要なデータ転送及び必要なファイルの外部媒体等への出力はすべてシステム管理者担当の職員が行っており、その他の者はファイルを入出力できないようにしている。また、特定個人情報ファイルが仮に不正に複製されても外部へ持ち出せないような仕組みとなっている。 （クラウド移行後） ・データセンターにおいては、クラウドサービスのためシステムを介する以外に特定個人情報ファイルへの直接アクセスはできず、委託事業者以外に複製することは不可能であり、特定個人情報ファイルへのアクセスに関する取扱い制限については、委託事業者の規定により適切に管理されている。 （省略）	・住民健康管理システムのアプリケーションを介する利用においては、システム上で業務メニューを所属ごとに制限している。権限の有る者についても、必要最低限の範囲でのみ利用するように周知するとともに、個人ごとにIDとパスワードを所持し月次でアクセスログを取得し確認している。また、特定個人情報ファイルが仮に不正に複製されても外部へ持ち出せない仕組みとなっている。 ・データセンターでの直接的な利用、本庁舎と保守拠点からのクラウドサーバへのリモート利用においては、委託事業者の特定個人情報ファイルへのアクセスに関する取扱い制限の規定により適切に管理されている。 （省略）	事後	健康管理システムのクラウド移行に伴う変更 クラウド移行後について、事前に記載していたため重要な変更にあたらない
令和5年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	- 外部委託業者の選定に際しては、主管課の長が業者に対して、個人情報保護管理の体制が適切かどうかを確認し、委託契約仕様に必要事項を規定することとしている。 - 個人情報保護に関する規定 ・岡崎市情報セキュリティポリシー遵守事項 ・個人情報取扱特記事項（マイナンバー編） ・岡崎市個人情報保護条例 （省略）	- 外部委託業者の選定に際しては、主管課の長が業者に対して、個人情報保護管理の体制が適切かどうかを確認し、委託契約仕様に必要事項を規定することとしている。 - 個人情報保護に関する規定 ・岡崎市情報セキュリティポリシー遵守事項 ・個人情報取扱特記事項（マイナンバー編） ・個人情報の保護に関する法律 （省略）	事後	法令改正に伴う変更 重要な変更にあたらない
令和5年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	（省略） 【中間サーバ・ソフトウェアにおける措置】 - 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 （省略）	（省略） 【中間サーバ・ソフトウェアにおける措置】 - 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 （省略）	事後	法令改正に伴う変更 重要な変更にあたらない
令和5年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3 リスクに対する措置の内容	【中間サーバ接続端末における措置】 - 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手している。本市では中間サーバに接続端末にて個別に照会しにしているため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	【中間サーバ接続端末における措置】 - 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手している。本市では中間サーバに接続端末にて個別に照会しにしているため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	法令改正に伴う変更 重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	【本市における措置】 本市では岡崎市情報セキュリティポリシーに基づき、以下のセキュリティ対策を施している。 ・紙媒体の保管 他の事務書類と混在しないよう徹底し、保管場所については庁舎内に設置してある施錠可能なキャビネットで保管している。 (クラウド移行前) ・サーバ等の保管 (1)サーバ等の機器の取付けを行う場合、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響をできる限り排除した場所に設置するとともに、盗難等についても適切な対策を講じている (2)管理区域を2階以上に設け、区域外に通ずるドアは必要最低限とし、鍵、監視機能、警報措置等によって許可されていない立ち入りを防止。また、区域を囲む外壁等の床下開口部を全て塞ぐ等の侵入防止策を講じ、区域内に防火措置、防水措置等を講じている。(3)管理区域の入退室は、許可された者のみに制限し、ICカード、生体認証又は入退室管理簿等による入退室管理を行うとともに、身分証明書等を携帯させ、求めにより提示させている。また、外部からの訪問者が管理区域に入る場合は、必要に応じて立ち入り区域を制限した上で、管理区域への入退室を許可された職員が付き添うものとし、外見上職員と区別できる措置を講じている。 (クラウド移行後) ・住民健康管理システムにおける管理 クラウドサービスを利用しているため、データの管理は委託事業者の規定に基づき厳正に行われている。データが管理されるデータセンターについては、国際規格の認証(ISO27001(ISMS 認証))を受けており、セキュリティ・情報の取り扱いについては認証に準拠した基準により運用管理されている。 (省略)	【本市における措置】 本市では岡崎市情報セキュリティポリシーに基づき、以下のセキュリティ対策を施している。 ・紙媒体の保管 他の事務書類と混在しないよう徹底し、保管場所については庁舎内に設置してある施錠可能なキャビネットで保管している。 ・住民健康管理システムにおける管理 クラウドサービスを利用しているため、データの管理は委託事業者の規定に基づき厳正に行われている。データが管理されるデータセンターについては、国際規格の認証(ISO27001(ISMS 認証))を受けており、セキュリティ・情報の取り扱いについては認証に準拠した基準により運用管理されている。 (省略)	事後	健康管理システムのクラウド 移行に伴う変更 クラウド移行後について、事前 に記載していたため重要な変 更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	【本市における措置】 ・サーバにアクセスするにはID及びパスワード による認証を実施しており、また、ファイアウォール にて通信を制御している。 ・アンチウイルスソフトを適用し、また、定期的に セキュリティパッチを適用している。 (クラウド移行後) ・住民健康管理システムにおける管理 クラウドサービスを利用しているため、データ の管理は委託事業者の規定に基づき厳正に行 われている。データが管理されるデータセンター については、国際規格の認証(ISO27001(ISMS 認証))を受けており、セキュリティ・情報の取り 扱いについては認証に準拠した基準により運用 管理されている。 (省略)	【本市における措置】 ・住民健康管理システムにおける管理 クラウドサービスを利用しているため、データ の管理は委託事業者の規定に基づき厳正に行 われている。データが管理されるデータセンター については、国際規格の認証(ISO27001(ISMS 認証))を受けており、セキュリティ・情報の取り 扱いについては認証に準拠した基準により運用 管理されている。 (省略)	事後	健康管理システムのクラウド 移行に伴う変更 クラウド移行後について、事前 に記載していたため重要な変 更にあたらない
令和5年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3 手順の内容	・予防接種法施行令第6条の2により5年間保 存することとなっているが、ワクチンの種類に よっては5年以上の期間のうちに複数回接種す るものもあり、接種状況の確認のため、必要な 限り保管している。 (省略)	・予防接種法施行規則第3条第1項により5年 間保存することとなっているが、ワクチンの種類 によっては5年以上の期間のうちに複数回接種 するものもあり、接種状況の確認のため、必要 な限り保管している。 (省略)	事後	法令改正に伴う変更 重要な変更にあたらない
令和5年4月1日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ②請求方法	岡崎市個人情報保護条例における開示・訂正・ 利用停止請求の各手続きに即した書類を提出 する。	個人情報の保護に関する法律における開示・訂 正・利用停止請求の各手続きに即した書類を提 出する。	事後	法令改正に伴う変更
令和5年4月1日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	個人情報報告書	予防接種情報ファイル	事後	法令改正に伴う変更
令和5年4月1日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	当市市政情報コーナーにて閲覧に供している。	当市ホームページ及び市政情報コーナーにて 閲覧に供している。	事後	法令改正に伴う変更
令和5年4月1日	I 基本情報 4特定個人情報ファイルを取り 扱う理由 ②実現が期待されるメリット	個人番号を利用して、転入時等における接種状 況を把握し、未接種のものに接種勧奨を行うこ とで、接種率を向上し、当該疾病の発生及び蔓 延を防止できる。 個人番号を利用して、課税状況等を確認するこ とにより、本人から課税証明書等の提出を省略 でき、本人の負担を軽減できる。	・個人番号を利用した情報照会にて市民の転入 時等における予防接種の状況を把握する。未接 種者に対しては勧奨を行うことで接種率の向 上、当該疾病の発生及びまん延の防止を図る。 ・個人番号を利用した情報照会により課税状況 等を確認することで課税証明書の提出等の市 民の負担が軽減される。	事後	体裁を整理したのみ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号及び同条第9号、別表第2の16の2、17から19までの項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の16の2、16の3の項	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号及び同条第9号、別表第2の16の2、17から19までの項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の16の2、16の3の項 【84 予防接種法による予防接種の実施に関する情報】	事後	体裁を整理したのみ 重要な変更にあたらぬ
令和5年4月1日	IV リスク対策(その他) 3その他のリスク対策	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う変更
令和5年4月1日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ③他のシステムとの連携	(省略) 母子寡婦福祉資金システム、保育システム、公立幼稚園システム、私立幼稚園就園奨励費補助金システム、一時保育システム、市営住宅システム、学齢簿・就学援助システム、予防接種システム、税外収入管理システム、庁内開発基盤システム	(省略) 母子父子寡婦福祉資金システム、保育システム、公立幼稚園システム、私立幼稚園就園奨励費補助金システム、一時保育システム、市営住宅システム、学齢簿・就学援助システム、税外収入管理システム、庁内開発基盤システム、結核管理システム、特別給付金システム、出産・子育て応援給付金システム、申請管理システム	事後	実情に合わせた変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健部保健予防課	保健部ワクチン接種推進室	事後	
令和5年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健予防課長	ワクチン接種推進室長	事後	
令和5年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健部保健予防課、新型コロナウイルスワクチン接種推進室	保健部保健予防課、ワクチン接種推進室	事後	
令和5年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	保健予防課、新型コロナウイルスワクチン接種推進室、情報システム課	保健予防課、ワクチン接種推進室、情報システム課	事後	
令和5年4月1日	V 開示請求、問合せ ・ 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部保健予防課 0564-23-6714	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部ワクチン接種推進室 0564-23-6714	事後	
令和5年4月1日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部保健予防課 0564-23-6714	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部ワクチン接種推進室 0564-23-6714	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<その他新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	<その他新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理。 ・予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	コロナワクチン特例臨時接種終了に伴う見直し
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	・証明書コンビニ交付システムとの連携 住基コピー環境、証明書コンビニ交付システムを通じ、コンビニの端末より住民票、印鑑登録証明書を発行する。	削除	事後	上記に同じ
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	上記に同じ
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続	住民健康管理システム、接種予約管理システム	住民健康管理システム	事後	上記に同じ
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9	接種予約管理システムに係る記載事項全部	削除	事後	上記に同じ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	別添1	㊟ 特定個人情報ファイル(CSVファイル)の登録 (個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性番号(氏名、生年月日、性別)) ㊟ AI-OCRにて接種券記載のOCR読込、接種記録の送信 ㊟ 接種記録のデータ化 ㊟ 接種記録の登録 ㊟ 接種記録の提供 ㊟ 接種記録の照会 ㊟ マイナンバーカード券面入力補助APの利用及び旅券MRZ(※)のAI-OCR読取し、接種記録証明書の交付申請 (個人番号、氏名、生年月日、旅券情報) ※旅券MRZ…Machine Readable Zone(機械読取領域)のこと ㊟ 接種記録証明書(電子署名付)の交付 ㊟ マイナンバーカード券面入力補助APを利用し、接種記録証明書の交付申請 (個人番号、氏名、生年月日)	㊟ 特定個人情報ファイル(CSVファイル)の登録 (個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性番号(氏名、生年月日、性別)) ㊟ AI-OCRにて接種券記載のOCR読込、接種記録の送信 ㊟ 接種記録のデータ化 ㊟ 接種記録の登録 ㊟ 接種記録の照会	事後	上記に同じ
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健部保健予防課、ワクチン接種推進室	保健部生活衛生課、ワクチン接種推進室	事後	
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法(その他)	住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	事後	コロナワクチン特例臨時接種終了に伴う見直し
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 【地方公共団体】 予防接種情報:転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 個人番号:転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度	削除	事後	上記に同じ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・本市への転入者について、転出元市区町村への接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する(番号利用法第19条第16号) ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する(番号利用法第19条第16号) ・予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合のみ入手する	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合のみ入手する	事後	上記に同じ
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・本市への転入者について、被接種者からの同意を得て入手する ・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する	事後	上記に同じ
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	保健予防課、ワクチン接種推進室、情報システム課	生活衛生課、ワクチン接種推進室、情報システム課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	コロナワクチン特例臨時接種終了に伴う見直し
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	削除	事後	上記に同じ
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥ 委託先名	富士通Japan株式会社 東海支社	富士通Japan株式会社 東海公共ビジネス部	事後	社名変更に伴う変更
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4および①委託内容および②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ー その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)	ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	コロナワクチン特例臨時接種終了に伴う見直し
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3	ワクチン接種記録システム(VRS)による転入者の接種記録の提供に係る記載事項全部	削除	事後	上記に同じ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	削除	事後	上記に同じ
令和6年4月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録同意書等により本人同意を取得し、さらに番号利用法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・他市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ・転出元市区町村からの接種記録の入手 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録同意書等により本人同意を取得し、さらに番号利用法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号利用法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	上記に同じ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号利用法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。			
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	削除	事後	上記に同じ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市区町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	事後	上記に同じ
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	削除	事後	上記に同じ
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	削除	事後	上記に同じ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入り漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗難防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	削除	事後	上記に同じ
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	削除	事後	上記に同じ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・特定個人情報を抽出した端末内で作業を完結させ、外部記憶媒体は使用しないこととする。	事後	業務の実態に合わせて見直し
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の場面に限定している。 ・被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	コロナワクチン特例臨時接種終了に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事後	上記に同じ
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない	[○]提供・移転しない	事後	上記に同じ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗難防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	削除	事後	上記に同じ
	I・1・② 事務の内容	略 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 略 ＜その他新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理。 ・予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	略 11 予防接種による健康被害救済給付の支給にあたり、公金受取口座の指定がある場合、中間サーバーより公金受取口座を取得する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 略 削除	事前	・システム更新にあたり見直し ・「番号利用法」を「番号法」に統一 ・ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I・2・システム1 ② システムの機能	・照会機能 略 ・抽出・発行機能 略 ・データ管理機能 略 ・情報連携機能 略 ・統計機能 略 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉	1 照会機能 略 2 抽出・発行機能 略 3 データ管理機能 略 4 情報連携機能 略 5 統計機能 略 削除	事後	ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し
	I・2・システム2 ② システムの機能	・基本情報管理機能 略 ・口座振替管理機能 略 ・名寄せ機能 略 ・送付先・納税管理人等情報管理機能 略	1 基本情報管理機能 略 2 口座振替管理機能 略 3 名寄せ機能 略 4 送付先・納税管理人等情報管理機能 略 5 DV等支援措置対象者情報管理機能 DV等支援措置対象者情報を管理登録する。	事後	業務の実態に合わせて見直し
	I・2・システム2 ③ 他のシステムとの接続	[○]その他(収納システム、滞納システム、課税資料イメージ管理システム、申告書作成システム、確定申告書管理システム)	[○]その他(収納システム、課税資料イメージ管理システム、申告書作成システム、確定申告書管理システム)	事前	システム更新にあたり見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I・2・システム3 ② システムの機能	・連携データベース管理・連携機能 地域情報プラットフォームに準じた連携情報をデータベース上に副本として保持し、連携情報を必要とするシステムへデータ連携することが可能な環境を提供する。 ・ファイル連携サイト管理機能 連携データベースで管理されている連携情報以外の情報をデータ連携する際のファイルの受け渡し場所として個別にサイトを管理し提供する。 ・文字コード変換機能 ファイルによるデータ連携をする際に必要がある場合にファイルの文字コードを変換する。 ・宛名管理機能 住民基本台帳情報、住登外情報、法人情報、共有者情報から統合宛名情報を生成・更新を行い管理し、提供する。 ・アクセス権限管理機能 データ連携するシステムごとにIDを付与し必要な情報のみアクセスできるようにアクセス権限を設定し管理する。 ・共通情報提供機能 町字情報、金融機関情報など共通的に使用する情報について正本として保持、管理し提供する。 ・庁内システムポータルサイト提供機能 対応するシステムにシングルサインオン(自動ログオン)するための庁内システムポータルサイトを提供する。	1 連携データベース管理・連携機能 地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に準じた庁内データ連携機能(オブジェクトストレージ・ファイルサーバ)を提供する。 また地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書及び地域情報プラットフォームに準じた情報をデータベース上に保持し、連携情報を必要とするシステムへデータ連携することが可能な環境を提供する。 2 EUC機能 連携データベースに保有する情報を抽出・集計するためのEUC機能を提供する。 3 文字コード変換機能 ファイルによるデータ連携をする際に必要がある場合にファイルの文字コードを変換する。 4 宛名情報提供機能 住民基本台帳情報、住登外情報、法人情報から統合宛名情報を生成・更新を行い管理し、提供する。 5 アクセス権限管理・認証機能 データ連携するシステム毎に、必要な情報のみアクセスできるように権限を設定し管理する。 6 共通情報提供機能 町字情報、金融機関情報など共通的に使用する情報について正本として保持、管理し提供する。 7 庁内システムポータルサイト提供機能 対応するシステムにシングルサインオン(自動ログオン)するための庁内システムポータルサイトを提供する。	事前	システム更新にあたり見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I・2・システム3 ③ 他のシステムとの接続	[○]その他(収納システム、滞納システム、戸籍情報システム、選挙管理システム、人事給与システム、介護保険システム、国民健康保険システム、国民年金システム、住民健康管理システム、生活保護システム、中国残留邦人等支援給付システム、市心身障がい者福祉扶助料システム、県在宅重度障がい者手当システム、障がい者手当(特別障がい者手当)システム、障がい者手当(障がい児福祉手当)システム、特別児童扶養手当システム、障がい者扶養共済システム、給付管理(補装具)システム、給付管理(日常生活用具)システム、給付管理(その他)システム、更生医療システム、障がい福祉サービス給付システム、基幹相談支援・障がい者虐待防止システム、家族介護用品購入助成(おむつ券)システム、ねたきり高齢者等見舞金支給事業システム、短期保護事業/措置システム、医療助成システム、後期高齢者医療システム、育成医療給付システム、未熟児養育医療給付システム、小児慢性特定疾患医療給付システム、障がい者福祉(精神)システム、一般不妊治療費助成システム、特定不妊治療費助成システム、児童福祉システム、家庭児童相談システム、母子父子寡婦福祉資金システム、保育システム、公立幼稚園システム、私立幼稚園就園奨励費補助金システム、一時保育システム、市営住宅システム、学齢簿・就学援助システム、税外収入管理システム、庁内開発基盤システム、結核管理システム、特別給付金システム、出産・子育て応援給付金システム、申請管理システム)	[○]その他(収納システム、滞納システム、戸籍情報システム、選挙管理システム、財務会計システム、介護保険システム、国民健康保険システム、国民年金システム、住民健康管理システム、生活保護システム、中国残留邦人等支援給付システム、市心身障がい者福祉扶助料システム、県在宅重度障がい者手当システム、障がい者手当(特別障がい者手当)システム、障がい者手当(障がい児福祉手当)システム、特別児童扶養手当システム、障がい者扶養共済システム、給付管理(補装具)システム、給付管理(日常生活用具)システム、給付管理(その他)システム、更生医療システム、障がい福祉サービス給付システム、基幹相談支援・障がい者虐待防止システム、家族介護用品購入助成(おむつ券)システム、ねたきり高齢者等見舞金支給事業システム、短期保護事業/措置システム、医療助成システム、後期高齢者医療システム、育成医療給付システム、未熟児養育医療給付システム、小児慢性特定疾患医療給付システム、障がい者福祉(精神)システム、一般不妊治療費助成システム、特定不妊治療費助成システム、児童福祉システム、家庭児童相談システム、母子父子寡婦福祉資金システム、保育システム、公立幼稚園システム、私立幼稚園就園奨励費補助金システム、一時保育システム、福祉総合相談システム、市営住宅システム、学齢簿・就学援助システム、税外収入管理システム、学校給食費等管理システム、庁内開発基盤システム、受益者負担金システム、結核管理システム、特別給付金システム、出産・子育て応援給付金システム、申請管理システム、マイナンバー交付予約システム、スマート窓口システム)	事前	システム更新にあたり見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I・2・システム4 ② システムの機能	・団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名管理システムにおいて団体内統合宛名番号、個人番号を各業務システムの宛名情報と紐付けて保存し、管理する機能 ・住民基本台帳ネットワークシステム連携機能 各業務システムと住民基本台帳ネットワークシステムとの連携を中継する機能 ・中間サーバ連携機能 各業務システムと中間サーバとの連携を中継する機能 ・符号取得機能 中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステムと連携して、処理通番や符号を取得する機能 ・各システム連携機能 各業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能	1 団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名管理システムにおいて団体内統合宛名番号、個人番号を各業務システムの宛名情報と紐付けて保存し、管理する機能 2 住基ネット連携機能 各業務システムと住基ネットとの連携を中継する機能 3 中間サーバ連携機能 各業務システムと中間サーバとの連携を中継する機能 4 符号取得機能 中間サーバ、住基ネットと連携して、処理通番や符号を取得する機能 5 各システム連携機能 各業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能	事後	記載内容の修正
	I・2・システム4 ③ 他のシステムとの接続	[○]その他(中間サーバ、CSコネクタ)	[○]その他(中間サーバ、住民健康管理システム)	事前	システム更新にあたり見直し
	I・2・システム5 ① システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。) ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住基ネットの内の市町村CS部分について記載する。	住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)	事後	記載内容の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I・2・システム5 ② システムの機能	・本人確認情報の更新 略 ・本人確認 略 ・個人番号カードまたは住民基本台帳カードを利用した転入または転出(特例転入・転出) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、当該個人番号カードまたは住民基本台帳カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。))。 ・本人確認情報検索 略 ・機構への情報照会 略 ・本人確認情報整合 略 ・送付先情報通知 略 ・個人番号カード管理システムとの情報連携 略 ・附票AP連携機能 略 ・住民票の広域交付 略	1 本人確認情報の更新 略。 2 本人確認 略 3 個人番号カードを利用した転入または転出(特例転入・転出) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。))。 4 本人確認情報検索 略 5 機構への情報照会 略 6 本人確認情報整合 略 7 送付先情報通知 略 8 個人番号カード管理システムとの情報連携 略 9 附票AP連携機能 略 10 住民票の広域交付 略	事後	業務の実態に合わせて見直し
	I・2・システム5 ③ 他のシステムとの接続	[]既存住民基本台帳システム [○]その他(CSコネクタ、戸籍情報システム)	[○]既存住民基本台帳システム [○]その他(戸籍情報システム)	事前	システム更新にあたり見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I・2・システム7 ② システムの機能	・住民票の記載 転入、出生等により住民基本台帳に新たに住民を記録(住民票を作成)する。 ・住民票の修正 住民票に記載されている事項に変更があったときに、記載を修正する。 ・住民票の消除 転出、死亡等により住民基本台帳から住民に関する記録を消除(住民票を除票)する。 ・住民票の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記録(住民票)を照会する。 ・証明書・通知書の発行 住民票の写し、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する。 ・住基ネットとの連携 CSコネクタ(住民記録システムと住基ネットの連携を補助するシステム)、住基ネットを通じて国、県、他市区町村との連携を行う。 ・在留カード等発行システムとの連携 法務省の在留カード等発行システムから法務省連携システム(住民記録システムと在留カード等発行システムの連携を補助するシステム)を通じて法務省通知情報を受信する。 - 外国人住民の住所等変更時に在留カード等発行システムへ送信する市町村通知情報をCSコネクタと法務省連携システムを通じて送信する。	1 住民票の記載 転入、出生等により住民基本台帳に新たに住民を記録(住民票を作成)する。 2 住民票の修正 住民票に記載されている事項に変更があったときに、記載を修正する。 3 住民票の消除 転出、死亡等により住民基本台帳から住民に関する記録を消除(住民票を除票)する。 4 住民票の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記録(住民票)を照会する。 5 証明書・通知書の発行 住民票の写し、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する。 6 住基ネットとの連携 住基ネットを通じて国、県、他市区町村との連携を行う。 7 在留カード等発行システムとの連携 法務省の在留カード等発行システムから法務省連携システム(住民記録システムと在留カード等発行システムの連携を補助するシステム)を通じて出入国在留管理庁通知情報を受信する。 外国人住民の住所等変更時に在留カード等発行システムへ送信する市町村通知情報を法務省連携システムを通じて送信する。	事前	システム更新にあたり見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		・住民基本台帳関係統計資料及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する帳票作成 異動集計表や、人口統計用の集計表及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する帳票を作成する。 ・附票APへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍の附票情報等を住基ネットを通じて附票APと連携する。 ・住民票関係情報の移転、提供 庁内連携システムを通じ法令に基づく住民票関係情報を移転・提供する。 ・個人番号カード及び住民基本台帳カード等の発行状況管理 個人番号カード及び住民基本台帳カードの交付状況の管理する。 ・住民票記載項目の取得 国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療及び介護保険の資格情報及び児童手当の支給に関する情報及び印鑑登録の有無に関する情報を庁内他システムから取得をする。	8 住民基本台帳関係統計資料及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する帳票作成 異動集計表や、人口統計用の集計表及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する帳票を作成する。 9 附票APへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍の附票情報等を住基ネットを通じて附票APと連携する。 10 住民票関係情報の移転、提供 庁内連携システムを通じ法令に基づく住民票関係情報を移転・提供する。 11 個人番号カードの発行状況管理 個人番号カードの交付状況の管理する。 12 住民票記載項目の取得 国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療及び介護保険の資格情報及び児童手当の支給に関する情報及び印鑑登録の有無に関する情報を庁内他システムから取得をする。 13 証明書コンビニ交付システムとの連携 住基コピー環境、証明書コンビニ交付システムを通じ、コンビニの端末より住民票、印鑑登録証明書を発行する。 14 支援措置対象者管理 住民基本台帳事務における支援措置対象者情報の登録、変更、抹消をする。 15 スマート窓口システムとの連携を行う。		
	1・2・システム7 ③ 他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]その他(CSコネクタ、法務省連携システム、印鑑登録システム、選挙管理システム、住基コピー環境、税総合システム証明書発行機能)	[○]情報提供ネットワークシステム [○]住民基本台帳ネットワークシステム [○]その他(法務省連携システム、印鑑登録システム、住基コピー環境、証明書コンビニ交付システム)	事前	システム更新にあたり見直し
	1・2・システム8	記載内容全部	削除	事後	ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I・5 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、別表第1の10の項	番号法第9条第1項 別表14の項	事後	法改正に伴う変更
	I・5 法令上の根拠	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム（VRS）に関する事務のみ＞ 番号利用法第19条第6号、同条16号	削除	事後	ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し
	I・6・② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号及び同条第9号、別表第2の16の2、17から19までの項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の16の2、16の3の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27から29までの項、及び同条第9号 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項	事後	法改正に伴う変更
	(別添1)事務の内容	事務内容の図 ㊦情報提供が中間サーバーコネクタから中間サーバー接続端末に流れる経路。 ㊧情報照会が中間サーバーから中間サーバー接続端末を経由した経路。	事務内容の図 ㊦情報提供が中間サーバーコネクタから直接中間サーバーに接続する経路に変更 ㊧情報照会は㊦と同一経路でも情報照会が行われるように追加。	事前	システム更新にあたり見直し
	(別添1)事務の内容	㊦ 特定個人情報ファイル(CSVファイル)の登録 (個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性番号(氏名、生年月日、性別)) ㊦ AI-OCRにて接種券記載のOCR読み込み、接種記録の送信 ㊦ 接種記録のデータ化 ㊦ 接種記録の登録 ㊦ 接種記録の照会	削除	事後	業務の実態に合わせて見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ・2・⑤ 事務担当部署	保健部生活衛生課、ワクチン接種推進室	保健部ワクチン接種推進室	事後	組織改正に伴う変更
	Ⅱ・3・① 入手元	[] 行政機関・独立行政法人等()	[○] 行政機関・独立行政法人等(デジタル庁)	事後	業務の実態に合わせて見直し
	Ⅱ・3・② 入手方法	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し
	Ⅱ・3・③ 入手の時期・頻度	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 【本人又は本人の代理人】 個人番号: 予防接種証明書の交付のため被接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	削除	事後	ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し
	Ⅱ・3・④ 入手に係る妥当性	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合のみ入手する	削除	事後	ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し
	Ⅱ・3・⑤ 本人への明示	略 ・庁内連携及び情報提供ネットワークシステムによる情報の入手は、番号利用法第19条第8号及び同条第9号、別表第2の16の2、17から19までの項及び岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報提供の提供に関する条例第4条第2項及び第3項に明示されているとともに、加えて課税情報は本人に同意書の提出のに基づき入手している 略 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する	略 ・庁内連携及び情報提供ネットワークシステムによる情報の入手は、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27から29までの項、及び同条第9号及び岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び第3項に明示されているとともに、加えて課税情報は本人に同意書の提出のに基づき入手している 略 削除	事後	・法改正に伴う変更 ・「番号利用法」を「番号法」に統一 ・ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II・3・⑦ 使用の主体 使用部署	生活衛生課、ワクチン接種推進室、情報システム課	保健部ワクチン接種推進室、総務部情報システム課	事後	組織改正に伴う変更
	II・3・⑧ 使用方法	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	削除	事後	ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し
	II・4・委託の有無	4件	3件	事後	システム更新にあたり見直し ワクチン接種記録システムの
	II・4・委託事項1	システム改修、運用保守業務	システム改修	事前	システム更新にあたり見直し
	II・4・委託事項1・① 委託内容	住民健康管理システムの改修、運用保守業務	住民健康管理システムの改修	事前	システム更新にあたり見直し
	II・4・委託事項1・⑥ 委託先名	富士通Japan株式会社 東海公共ビジネス部	株式会社 両備システムズ	事前	システム更新にあたり見直し
	II・4・委託事項1・⑦ 再委託先の有無	再委託しない	再委託する	事前	システム更新にあたり見直し
	II・4・委託事項1・⑧ 再委託の許諾方法		委託契約書内にて原則再委託の禁止を明記しているが、相応の理由がある場合、発注者である当市の許可により再委託を認めている。また、その場合は以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制等 ・機密保持及び個人情報保護に関しては、再委託先にも契約と同様の守秘義務を課すこと。	事前	システム更新にあたり見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II・4・委託事項1・⑨ 再委託事項		システムプログラムの改修	事前	システム更新にあたり見直し
	II・4・委託事項3	窓口受付業務	運用保守業務	事前	システム更新にあたり見直し
	II・4・委託事項3・①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた予防接種証明の受付・発行に関する事務	住民健康管理システムの運用保守業務	事前	システム更新にあたり見直し
	II・4・委託事項3・②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの一部	特定個人情報ファイルの全体	事前	システム更新にあたり見直し
	II・4・委託事項3・②その妥当性	岡崎市保健所の窓口対応業務全般を外部に委託しており、その一環として委託するものである。 委託することによって、業務の効率化、安定的なサービスの提供を図る	システムの安定稼働のため、開発元であり、高度な専門知識を持った事業者に委託している。	事前	システム更新にあたり見直し
	II・4・委託事項3・④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他(本市配備の端末にて本庁内で作業)	[○]その他(本市配備の端末での本庁内作業、保守拠点からのサーバーへのリモート作業及びシステムの直接操作)	事前	システム更新にあたり見直し
	II・4・委託事項3・⑥委託先名	岡崎げんき館マネジメント株式会社	株式会社 トーテック	事前	システム更新にあたり見直し
	II・4・委託事項4	全項目	削除	事後	ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II・5・提供・移転の有無	3件	2件	事前	システム更新にあたり見直し ワクチン接種記録システムの 終了に伴う見直し
	II・5・提供先1・①法令所の根拠	番号利用法第19条第8号及び別表第2の16の3の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26の項	事後	法改正に伴う変更
	II・5・提供先2・①法令所の根拠	番号利用法第19条第8号及び別表第2の16の2の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項	事後	法改正に伴う変更
	II・6・① 保管場所	【本市における措置】 本市では岡崎市情報セキュリティポリシーに基づき、以下のセキュリティ対策を施している。 ・紙媒体の保管 他の事務書類と混在しないよう徹底し、保管場所については庁舎内に設置してある施錠可能なキャビネットで保管している。 ・住民健康管理システムにおける管理 クラウドサービスを利用しているため、データの管理は、委託事業者の規定に基づき厳正に行われている。データが管理されるデータセンターについては、セキュリティ、情報の取扱いについて国際規格の認証を受けている(ISO27001(ISMS認証))。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	【本市における措置】 本市では岡崎市情報セキュリティポリシーに基づき、以下のセキュリティ対策を施している。 ・紙媒体の保管 他の事務書類と混在しないよう徹底し、保管場所については庁舎内に設置してある施錠可能なキャビネットで保管している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	システム更新にあたり見直し ワクチン接種記録システムの 終了に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	【ガバメントクラウドにおける措置】 ・住民健康管理システムにおける管理 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II・6・③ 消去方法	【本市における措置】 ・予防接種法令等には保存期間を過ぎた場合の削除についての記載はないため、必要な限り保管している。 ・紙媒体の処分(消去)は、文書保存年限が過ぎたら速やかに焼却、溶解、復元不可能な程度に裁断する等の手段を採用している。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	【本市における措置】 ・予防接種法令等には保存期間を過ぎた場合の削除についての記載はないため、必要な限り保管している。 ・紙媒体の処分(消去)は、文書保存年限が過ぎたら速やかに焼却、溶解、復元不可能な程度に裁断する等の手段を採用している。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	システム更新にあたり見直し ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種状況(実施/未実施)、接種回数、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号、ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓・別名・ローマ字氏名・国籍・旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※) ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	削除	事後	ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し
	Ⅲ・2・リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録同意書等により本人同意を取得し、さらに番号利用法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号利用法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	削除	事後	ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し
	Ⅲ・2・リスク2 リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	削除	事後	ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ・2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザーIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	削除	事後	ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し
	Ⅲ・3・リスク2・ユーザー認証の管理・具体的な管理方法	・端末へのログオンはICカード証及びPINコード(パスワード)によるため、使用を許可をされている者以外はログオンすることができない。 略 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザーID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。	・端末へのログオンは顔認証及びPINコード(パスワード)によるため、使用を許可をされている者以外はログオンすることができない。 略 削除	事後	・業務の実態に合わせて見直し ・ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し
	Ⅲ・3・リスク2・アクセス権限の発効・失効の管理・具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。	削除	事後	ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し
	Ⅲ・3・リスク2・アクセス権限の管理・具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。	削除	事後	ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ・3・リスク2・特定個人情報の使用の記録・具体的な方法	＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置＞ システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。	削除	事後	ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し
	Ⅲ・3・リスク4・リスクに対する措置の内容	略 ・データセンターでの直接的な利用、本庁舎と保守拠点からのクラウドサーバへのリモート利用においては、委託事業者の特定個人情報ファイルへのアクセスに関する取扱い制限の規定により適切に管理されている。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム（VRS）へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・特定個人情報を抽出した端末内で作業を完結させ、外部記憶媒体は使用しないこととする。	略 ・本庁舎と保守拠点からのクラウドサーバへのリモート利用においては、委託事業者の特定個人情報ファイルへのアクセスに関する取扱い制限の規定により適切に管理されている。 削除	事前	・システム更新にあたり見直し ・ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し
	Ⅲ・3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の場面に限定している。 ・被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ワクチン接種記録システム（VRS）からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	削除	事後	ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ・４ 情報保護管理体制の 確認	略 ・個人情報取扱特記事項（マイナンバー編） 略 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	略 ・個人情報取扱特記事項 略 削除	事後	・業務の実態に合わせて見直し ・ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し
	Ⅲ・４・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限・具体的な制限方法	＜ワクチン接種記録システム（VRS）における措置＞ 委託契約書に基づいて報告された、番号利用事務従事者にのみ、業務内容に応じた内容の照会を可としている。また、利用簿を作成している。	削除	事後	ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し
	Ⅲ・４・特定個人情報ファイルの取扱いの記録・具体的な方法	＜ワクチン接種記録システム（VRS）における措置＞ ログイン可能な職員、端末を特定した上で、利用簿を作成している。	削除	事後	ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ・4・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保・具体的な方法	・例外的に再委託する場合は事前に承認を得ることとし、特定個人情報の取扱いに関して委託契約書における個人情報取扱特記事項(マイナンバー編)により、再委託における取決めを規定することで、受注者に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付けている。 ・再委託先から委託先に提出した個人情報保護の誓約書等の提出物の写しを提出させている。	・例外的に再委託する場合は事前に承認を得ることとし、特定個人情報の取扱いに関して委託契約書における個人情報取扱特記事項により、再委託における取決めを規定することで、受注者に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付けている。 ・再委託先から委託先に提出した書類の写しを提出させている。	事後	業務の実態に合わせて見直し
	Ⅲ・6・リスク1・リスクに対する措置の内容	【住民健康管理システム中間サーバ接続端末における措置】 ・住民健康管理システムは情報提供ネットワークシステムとは直接連携していない。 略 ・番号利用法に定められている事務以外での情報照会禁止されている旨、広く関係者内に周知している。 略 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 略 (※2)番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 略	【住民健康管理システム、中間サーバーコネクタ、中間サーバ接続端末における措置】 削除 略 ・番号法に定められている事務以外での情報照会禁止されている旨、広く関係者内に周知している。 略 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 略 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 略	事前	・システム更新にあたり見直し ・「番号利用法」→「番号法」に統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ・6・リスク2・リスクに対する措置の内容	【中間サーバ接続端末における措置】 中間サーバと中間サーバ接続端末間はLGWAN回線かつVPN装置による暗号化を行っているため、安全が確保されている。	【住民健康管理システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ接続端末における措置】 中間サーバと中間サーバ接続端末、中間サーバコネクタ、住民健康管理システム間はLGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間通信に限定しているため、安全が確保されている。	事前	・システム更新にあたり見直し
	Ⅲ・6・リスク3・リスクに対する措置の内容	【中間サーバ接続端末における措置】 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手している。本市では中間サーバに接続端末にて個別に照会しにしているため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	【住民健康管理システムの運用における措置】 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事前	・システム更新にあたり見直し
	Ⅲ・6・リスク4・リスクに対する措置の内容	【中間サーバ接続端末における措置】 中間サーバと中間サーバ接続端末間はLGWAN回線かつVPN装置による暗号化を行っているため、安全が確保されている。	【住民健康管理システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ接続端末における措置】 中間サーバと中間サーバ接続端末、中間サーバコネクタ、住民健康管理システム間はLGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間通信に限定しているため、安全が確保されている。	事前	・システム更新にあたり見直し
	Ⅲ・6・リスク6・リスクに対する措置の内容	【住民健康管理システム、中間サーバコネクタのソフトウェアにおける措置】 中間サーバと中間サーバコネクタ間の連携や、住民健康管理システムとのデータの受け渡しは、LGWAN、論理的閉域網、及び庁内ネットワークに限定しているため、不適切な方法で提供できない仕組みとなっている。	【住民健康管理システム、中間サーバコネクタのソフトウェアにおける措置】 中間サーバと中間サーバコネクタ間の連携や、住民健康管理システムとのデータの受け渡しは、LGWAN及び庁内ネットワークに限定しているため、不適切な方法で提供できない仕組みとなっている。	事前	・システム更新にあたり見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ・７・⑤・具体的な対策の内容	【本市における措置】 本市では岡崎市情報セキュリティポリシーに基づき、以下のセキュリティ対策を施している。 ・紙媒体の保管 他の事務書類と混在しないよう徹底し、保管場所については庁舎内に設置してある施錠可能なキャビネットで保管している。 ・住民健康管理システムにおける管理 クラウドサービスを利用しているため、データの管理は委託事業者の規定に基づき厳正に行われている。データが管理されるデータセンターについては、国際規格の認証(ISO27001(ISMS 認証))を受けており、セキュリティ・情報の取り扱いについては認証に準拠した基準により運用管理されている。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。	【本市における措置】 本市では岡崎市情報セキュリティポリシーに基づき、以下のセキュリティ対策を施している。 ・紙媒体の保管 他の事務書類と混在しないよう徹底し、保管場所については庁舎内に設置してある施錠可能なキャビネットで保管している。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ・住民健康管理システムにおける管理 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。	事前	・システム更新にあたり見直し ・ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録の管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	削除		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ・７・⑥・具体的な対策の内容	【本市における措置】 ・住民健康管理システムにおける管理クラウドサービスを利用しているため、データの管理は委託事業者の規定に基づき厳正に行われている。データが管理されるデータセンターについては、国際規格の認証(ISO27001(ISMS認証))を受けており、セキュリティ・情報の取り扱いについては認証に準拠した基準により運用管理されている。	【ガバメントクラウドにおける措置】 ・住民健康管理システムにおける管理 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	・システム更新にあたり見直し ・ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域データは暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないよう制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対策をしている。	【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 削除		
	Ⅲ・7・リスク3・手順の内容	略	略 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	システム更新にあたり見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅳ・１・①・具体的なチェック方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	削除	事後	ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し
	Ⅳ・１・②・具体的な内容	略 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	略 削除 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	・ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し ・システム更新にあたり見直し
	Ⅳ・２ 具体的な内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	削除	事後	ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV・3	略 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	略 削除 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	・ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し ・システム更新にあたり見直し